

吹田市における施設認定農林水産物等の適合施設認定事務に関する基準

制定 令和2年12月24日決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、吹田市保健所事務手数料条例(令和元年吹田市条例第38号。以下「条例」という。)第19条第2項に規定する市長が現地調査の必要がないと認める場合について必要な事項を定めるものとする。

(市長が現地調査の必要がないと認める場合)

第2条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第17条第2項の規定による適合施設の認定に当たり、市長が現地調査の必要がないと認める場合は、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程(令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)別表2の適合施設の認定の欄に掲げる別紙の定めにおいて、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 施設の現地調査を行う旨の規定がない場合
- (2) 認定要件に施設の構造設備に関する基準がない場合、又は認定要件に定められている施設の構造設備に関する基準がいずれも食品衛生法(昭和22年法律第233号)第54条に規定する営業施設の基準と重複する等の理由により現地調査の必要がないと認められる場合

(公表)

第3条 本市が前条の規定により条例第19条第2項に基づく手数料の額の区分を定めた際は、本市ホームページに掲載することにより市民に公表するものとする。

(委任)

第4条 この基準に定めるもののほか、適合施設認定事務に関し必要な事項は、保健所長が定める。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和4年10月31日から施行する。